

愛知県地域枠医師 キャリア形成プログラム

愛知県地域医療支援センター
(保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室)

目 次

1	概要	2
2	経緯	2
3	義務履行	3
4	推奨診療科	5
5	指定医療機関等	5
6	指定医療機関等の調整及び決定方法	6
7	休業等の場合の取り扱い	7
8	業務従事報告等	7
9	資料	
	2次医療圏について	13

1 概要

(1) はじめに

将来、地域医療に従事する意思を持ち、地域枠の制度により愛知県内の大学医学部に入学し、卒業後、医師となった方が、キャリア形成などの不安を抱えることなく、地域医療において活躍していただけるよう本編を作成しました。

どうか、地域医療へのご理解、ご協力をお願いいたします。

(2) 用語の定義

地域枠医師 地域医療に従事する医師を養成するために設けられた医学部定員増の枠により、県内の医学部に入学し、在学中に愛知県地域医療確保修学資金を貸与され、卒業後、医師免許を取得した方

指定医療機関 県内の医師の確保が困難な地域に所在する公的医療機関及び社会医療法人が開設する医療機関のうち知事が指定するもの

公的医療機関 都道府県、市町村、日本赤十字社、厚生農業協同組合連合会、独立行政法人国立病院機構等が開設する病院

義務履行 県内の臨床研修病院で2年間研修をした後、指定医療機関で7年間診療業務に従事すること

2 経緯

本編記載の義務履行における従事期間等の取扱方針等については、愛知県地域医療確保修学資金貸付金貸与条例や規則によるもののほか、平成22年度に設置されました、県内の医療関係者による「地域医療連携のための有識者会議」での議論を経て、平成25年3月の会議にて決定された内容が基となっております。

「地域医療連携のための有識者会議」は、平成27年度末に廃止されましたが、平成27年度に設置しました愛知県地域医療支援センターとその運営委員会（平成31年4月に「愛知県地域医療支援センター運営委員会」が「愛知県地域医療対策協議会に改組」）におきまして、地域枠医師に関するキャリア形成や義務履行における条件などの検討を行っているところです。

また、令和4年4月から県内4大学の医学部にキャリアコーディネーターを配置し、地域枠医師・学生のキャリア形成に関する支援を行っております。

地域枠医師のキャリア形成と地域医療の充実、医師不足病院の医師確保が両立できるよう、努めていきます。

3 義務履行

(1) 義務履行の要件（原則）

地域枠医師は、地域医療確保修学資金の貸与を受ける6年間の1.5倍となる9年間について、県内で2年間の臨床研修を行うことと指定医療機関で7年間診療業務に従事する必要があります（義務履行により、修学資金の返還が免除されます。）。

指定医療機関では、1か所当たり2～3年間の従事を基本とします。

(図1) 臨床研修修了後に指定医療機関で従事

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
臨床研修 (県内の臨床研修病院)		指定医療機関従事 ①		指定医療機関従事 ②		指定医療機関従事 ③		

(2) 義務履行の猶予

ア 概要

臨床研修修了後の指定医療機関での従事が予定される期間に、知事が承認した3年以内の医療に関する専門的な研修を受ける場合及び病気、負傷等の知事がやむを得ないと認める理由がある場合には、その間は義務履行が猶予されます。

イ 対象となる研修例

- ・ 県内民間医療機関や県外医療機関での研修
- ・ 大学院での研究

ウ 取扱い及び猶予の期間

(図2) 義務外で3年間の研修を行う場合

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
臨床研修 (県内の臨床研修病院)		知事の承認した研修 (義務外)			指定医療機関 従事 ①		指定医療機関 従事 ②		指定医療機関 従事 ③		

義務外の研修を3年間行う場合は、義務履行を終了するまでに12年かかります。

研修等が3年を超える場合は、再度、知事の承認を得る必要があります。

(3) 専門研修（専門医を取得するための研修）を受ける場合

日本専門医機構の認定する19診療領域（ただし、県が従事することを推

奨する診療科は、後記「4 推奨する診療科」を参照）の専門医の資格を取得するために、県内の公的医療機関、社会医療法人が開設する医療機関、及び大学病院を基幹施設とする専門研修プログラムによる研修を受ける場合、専門研修期間の内、最長2年間を指定医療機関で従事したこととして取扱います（専門医を取得した後に、遡って義務履行として2年間までが認められます）。

上記により3年間の専門研修を受けた場合は、義務履行が終了するまでに10年かかります。

（図3）臨床研修後、引き続き3年間の専門研修を受ける場合

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
臨床研修 (県内の臨床研修病院)		専門研修 〔うち2年間は義務年限に算入する場合〕 県内の公的医療機関、大学病院、 社会医療法人が開設する医療機関			指定医療機関従事 ①		指定医療機関従事 ②		

ただし、義務履行としての期間が認められる専門研修は臨床研修修了後、2年以内に開始する必要があります。

（図4）臨床研修後、指定医療機関で2年間従事した後に3年間の専門研修を受ける場合

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
臨床研修 (県内の臨床研修病院)	指定医療機関従事 ①		専門研修 〔うち2年間は義務年限に算入する場合〕 県内の公的医療機関、大学病院、 社会医療法人が開設する医療機関				指定医療機関従事 ②		

（図5）臨床研修後、4年間の専門研修を受ける場合

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
臨床研修 (県内の臨床研修病院)		専門研修 〔うち2年間は義務年限に算入する場合〕 県内の公的医療機関、大学病院、 社会医療法人が開設する医療機関				指定医療機関 従事 ①		指定医療機関従事 ②		

県内の公的医療機関、社会医療報法人が開設する医療機関、及び大学病院が基幹施設である専門研修プログラムの中から、地域枠医師が選択することができます。

なお、義務履行への算入は最長2年間としていますが、専門研修期間中に指定医療機関での研修期間があった場合は、その期間を指定医療機関での診療従事期間とみなし、2年間を超えて義務履行に含めることができます。

ただし、専門研修プログラムに県外の連携施設が含まれている場合において、県外の施設で研修できるのは、その施設で研修しないと研修目標を達成できない等の場合に限ります。

(図6) 3年間の専門研修を指定医療機関である医療機関において受けた場合

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
臨床研修 (県内の臨床研修病院)	専門研修			指定医療機関従事 ①	指定医療機関従事 ②			
	(基幹施設) 〔指定医療機関A〕	(基幹施設) 〔指定医療機関A〕	(連携施設) 〔指定医療機関B〕					

※指定医療機関である基幹施設及び連携施設にて3年間の専門研修を受けた場合は、その全期間(3年間)が義務履行年数に算入できます。

4 推奨診療科

診療科については、指定医療機関において、内科系(内科、総合内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、脳神経内科)、外科系(外科、消化器外科、整形外科)、救急科、麻酔科、小児科、産婦人科、総合診療科のいずれかの診療科に従事することを原則とします。

その他の診療科を希望する場合は、出身大学のキャリアコーディネーターまで早めにご相談ください。

5 指定医療機関等

義務履行の要件を満たす指定医療機関等は以下のとおりです。

また、それぞれの具体的な医療機関名は別冊の表のとおりです。

(1) 指定医療機関

臨床研修後に従事する指定医療機関は、愛知県内の公的医療機関及び社会医療法人が開設する医療機関の内、以下の基準にあてはまる医療機関

ア 従事しようとする診療領域ごとに、定められた医師数が各年4月1日時点において、それぞれ下記の基準にあてはまること。

内科系等：内科系(内科、総合内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、脳神経内科)、外科系(外科、消化器外科、整形外科)、麻酔科、救急科、総合診療科の常勤医師計が40名以下

小児科：小児科に属する常勤医師が1名以上5名以下

産婦人科：産婦人科に属する常勤医師が2名以上5名以下(分娩を行っている医療機関に限る)

※産婦人科常勤医師が1名の医療機関において、非常勤医師の常勤換算と合わせて2名以上となり、産婦人科専門医を取得した地域枠医師が従事を希望する場合は、指定医療機関の対象とする。

イ 愛知県医師確保計画上の「医師多数区域」以外の区域の2次医療圏に属する医療機関であること。

ウ 特殊性の高い医療機関を除く。

上記要件により、「内科系等」、「小児科」、「産婦人科」別に、毎年度、指定医療機関リストを作成します。＜別冊 表 1＞

地域医療確保修学資金の小児科及び産婦人科加算を受けた地域枠医師については、指定医療機関のそれぞれの科にて勤務をする必要があります。

なお、産婦人科加算の義務履行のためには、分娩を行っている産婦人科での勤務が必要です。

また、これらの指定医療機関の他に、県立等の保健所において勤務することで、義務を履行することもできます。

（２）臨床研修病院

愛知県内の臨床研修病院であれば、公的医療機関以外を含め、全て選択可能です。＜別冊 表 2＞

（３）専門研修の医療機関

専門研修期間の内、最長２年間※が義務履行の期間として取り扱われる専門研修は、愛知県内の公的医療機関、社会医療法人が開設する医療機関、又は大学病院が基幹施設となっている専門研修プログラムで研修する場合があります。＜別冊 表 3＞

※ 指定医療機関（派遣先候補医療機関）における研修期間がある場合は、２年間を超えて義務履行に含めることができます。

6 指定医療機関等の調整及び決定方法

（１）指定医療機関（派遣先候補医療機関）の選定

指定医療機関となりうる医療機関に対し、医師数、救急搬送件数、受入希望等に関する調査を行い、「内科系等」、「小児科」、「産婦人科」別に指定医療機関（派遣先候補医療機関）の一覧を県で作成します。（５～６月頃）

（２）従事希望医療機関の選定

地域枠医師が、指定医療機関（派遣先候補医療機関）の一覧を基に従事を希望する医療機関を選定します。（７～８月頃）

なお、出身大学や関連の医局とも連絡をとり、調整を経た上で選定を行うこととなります。

(3) 指定医療機関の調整・決定

愛知県の地域枠医師に関する会議にて、地域枠医師から出された従事希望について、県全体での調整を行い、各地域枠医師の指定医療機関を内定します。(9～12月頃)

(4) 医療機関での採用

地域枠医師は内定の医療機関で、各自、採用面接等を受け、最終的に採用が決定した段階で、県にて指定医療機関の決定を行います。(2月頃)

(5) 臨床研修、専門研修

臨床研修については、対象となる臨床研修病院に対し、各自で臨床研修マッチング等により応募してください。

専門研修については、日本専門医機構の定める方法により、各自で希望する研修プログラムへ応募してください。

県内の臨床研修病院・専門研修の基幹施設は別表を参照

7 休業等の場合の取り扱い

臨床研修及び指定医療機関での従事期間の途中において、病気や負傷、その他出産や育児によりやむを得ないと認められる場合には、臨床研修や指定医療機関での従事を必要とされる期間の中断をすることができます。

なお、中断をした場合の義務履行期間の取り扱い(延長等)は、自治医科大学卒業医師の取り扱いに準じます。

<参考>

産前産後休暇	義務履行に含む
育児休業	義務履行外
病気休暇(傷病休暇)	義務履行に含む
病気休職	義務履行外

8 業務従事報告等

(1) 現況報告

大学を卒業後は、毎年4月15日までに、下記の状況を県に届け出る必要

があります。

①住所

②4月1日における勤務先の名称、住所地及び診療科

(2) 指定医療機関診療業務従事申出書

指定医療機関に勤務しようとする前に、「指定医療機関診療業務従事申出書」(様式7)と履歴書及び医師免許の写しを提出する必要があります。

(3) 指定医療機関診療業務終了申出書

指定医療機関の勤務を終了しようとする前に、「指定医療機関診療業務従事終了申出書」(様式8)を提出する必要があります。

(4) 研修受講承認申請書

専門的な研修の承認を受けようとする場合は、「研修受講承認申請書」(様式6)と当該研修の内容及び研修期間が分かる書面を提出する必要があります。

(5) 指定研修修了証明書

愛知県内の公的医療機関、社会医療法人が開設する医療機関、又は大学病院が基幹施設となっている専門研修プログラムで研修を受けた場合は、研修修了後に「指定研修修了証明書」(様式6の4)を提出する必要があります。

平成30年3月 作成

令和2年3月 改正

令和2年9月 改正

令和3年9月 改正

令和4年9月 改正

令和5年9月 改正

令和6年9月 改正

(様式 6)

研 修 受 講 承 認 申 請 書 年 月 日 愛知県知事 殿 決定番号 住 所 氏 名 愛知県地域医療確保修学資金貸与条例（以下「条例」という。）第 8 条第 2 項第 1 号（条例第 13 条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたいので、申請します。		
条例第 8 条第 2 項第 1 号に規定する研修を受けようとする医療機関等の名称及び所在地	名 称	所 在 地
条例第 8 条第 4 項の適用の希望の有無（有の場合は、その診療科）	条例第 8 条第 4 項の適用	診 療 科
研 修 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
研 修 修 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
研修を受けようとする理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(様式 6 の 4)

指 定 研 修 修 了 証 明 書 年 月 日 愛知県知事 殿 所 在 地 指定研修に係る 基幹施設の名称 管 理 者 下記の者は、当基幹施設の専門研修プログラムを受講し、指定研修を修了したことを証明します。		
住	所	
氏	名	
生	年 月 日	年 月 日
診 療 科 及 び 専門研修プログラム名	診 療 科	
	専 門 研 修 プログラム名	
指定研修の開始から修了まで、研修期間ごとに記入すること。	①	指定研修を受けた医療機関： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 箇月)
	②	指定研修を受けた医療機関： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 箇月)
	③	指定研修を受けた医療機関： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 箇月)
	④	指定研修を受けた医療機関： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年 箇月)
指定研修の開始から修了までに休止期間があったときはその期間及びその理由	休 止 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 箇月)
	休 止 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(様式 7)

指定医療機関診療業務従事申出書 年 月 日 愛知県知事 殿 決定番号 住 所 氏 名 愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定医療機関での診療業務の従事を希望しますので、申し出ます。 記	
従 事 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
従 事 希 望 診 療 科	
勤務先についての 希望等	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(様式 8)

指定医療機関診療業務従事終了申出書 年 月 日 愛知県知事 殿 決定番号 住 所 氏 名 愛知県地域医療確保修学資金貸与条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり指定医療機関での診療業務の従事を終了したいので、申し出ます。 記	
現在勤務している指定医療機関の所在地及び名称	
当該診療業務の従事開始年月日	年 月 日
当該診療業務の従事終了予定年月日	年 月 日
当該診療業務の従事を終了する理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

9 資料

○ 2次医療圏について

原則として、1次医療（通院医療）から2次医療（入院医療）までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床（精神病床、結核病床、感染症病床及び3次医療（主として特殊な医療）の病床を除き、診療所の病床を含む。）の整備を図るための地域単位として設定する区域（2次医療圏）です。

2次医療圏	区 域
名古屋・尾張中部※	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張東部※	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

※印＝愛知県医師確保計画上の医師多数区域の2次医療圏

愛知県地域枠医師

キャリア形成プログラム 別冊

＜表１＞指定医療機関（派遣先候補医療機関）（令和７年度従事用）

＜表２＞臨床研修病院

＜表３＞専門研修期間のうち、最長２年間で義務履行の期間として取り扱われる専門研修の基幹施設

<表1> 指定医療機関(派遣先候補医療機関)(令和7年度従事用)

1 内科系等

優先 順位	区分	医療機関名
1	国	国立病院機構豊橋医療センター
2	市	蒲郡市民病院
3	市	碧南市民病院
4	市	西尾市民病院
5	厚生連	厚生農業協同組合連合会渥美病院
6	社会医療法人	総合犬山中央病院
7	市	あま市民病院
8	厚生連	厚生農業協同組合連合会稲沢厚生病院
9	社会医療法人	八千代病院
10	市	新城市民病院
11	市	稲沢市民病院
12	厚生連	厚生農業協同組合連合会知多厚生病院
13	社会医療法人	成田記念病院
14	市	津島市民病院
15	市	常滑市民病院
16	厚生連	厚生農業協同組合連合会足助病院
17	市	みよし市民病院

2 小児科

優先 順位	区分	医療機関名
1	市	豊川市民病院
2	市	碧南市民病院
3	市	公立西知多総合病院
4	社会医療法人	総合大雄会病院
5	市	蒲郡市民病院
6	市	西尾市民病院
7	市	稲沢市民病院
8	国	国立病院機構豊橋医療センター
9	厚生連	厚生農業協同組合連合会知多厚生病院
10	厚生連	厚生農業協同組合連合会渥美病院

3 産婦人科

優先 順位	区分	医療機関名
1	市	豊川市民病院
2	市	蒲郡市民病院
3	市	碧南市民病院
4	厚生連	厚生農業協同組合連合会稲沢厚生病院
5	厚生連	厚生農業協同組合連合会渥美病院
6	厚生連	厚生農業協同組合連合会知多厚生病院
7	市	公立西知多総合病院

＜表2＞臨床研修病院

	県内の臨床研修病院	所在地	二次医療圏
1	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター	名古屋市	名古屋・尾張中部
2	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター	名古屋市	
3	総合上飯田第一病院	名古屋市	
4	名鉄病院	名古屋市	
5	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院	名古屋市	
6	名古屋セントラル病院	名古屋市	
7	名古屋医療センター	名古屋市	
8	名城病院	名古屋市	
9	名古屋大学医学部附属病院	名古屋市	
10	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院	名古屋市	
11	聖霊病院	名古屋市	
12	名古屋市立大学病院	名古屋市	
13	協立総合病院	名古屋市	
14	名古屋掖済会病院	名古屋市	
15	藤田医科大学ばんだね病院	名古屋市	
16	中部労災病院	名古屋市	
17	中京病院	名古屋市	
18	大同病院	名古屋市	
19	南生協病院	名古屋市	
20	名古屋記念病院	名古屋市	
21	津島市民病院	津島市	海部
22	海南病院	弥富市	
23	公立陶生病院	瀬戸市	尾張東部
24	旭労災病院	尾張旭市	
25	藤田医科大学病院	豊明市	
26	愛知医科大学病院	長久手市	尾張西部
27	一宮市立市民病院	一宮市	
28	総合大雄会病院	一宮市	
29	一宮西病院	一宮市	
30	稲沢市民病院	稲沢市	
31	稲沢厚生病院	稲沢市	尾張北部
32	春日井市民病院	春日井市	
33	名古屋徳洲会総合病院	春日井市	
34	小牧市民病院	小牧市	
35	総合犬山中央病院	犬山市	
36	江南厚生病院	江南市	知多半島
37	半田市立半田病院	半田市	
38	知多厚生病院	美浜町	
39	常滑市民病院	常滑市	
40	国立長寿医療研究センター	大府市	
41	公立西知多総合病院	東海市	西三河北部
42	豊田厚生病院	豊田市	
43	トヨタ記念病院	豊田市	西三河南部東
44	岡崎市民病院	岡崎市	
45	藤田医科大学岡崎医療センター	岡崎市	西三河南部西
46	碧南市民病院	碧南市	
47	刈谷豊田総合病院	刈谷市	
48	安城更生病院	安城市	
49	八千代病院	安城市	
50	西尾市民病院	西尾市	東三河南部
51	豊橋医療センター	豊橋市	
52	豊橋市民病院	豊橋市	
53	成田記念病院	豊橋市	
54	豊川市民病院	豊川市	
55	蒲郡市民病院	蒲郡市	
56	厚生連渥美病院	田原市	

＜表３＞専門研修期間のうち、最長２年間で義務履行の期間として取り扱われる専門研修の基幹施設

（令和６年９月１日時点）

基幹施設名	内科	小児科	外科	整形外科	産婦人科	麻酔科	救急科	総合診療
名古屋市立大学医学部附属東部医療センター	○						○	
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター	○	○	○					○
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院	○	○	○		○		○	
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院	○	○	○		○	○	○	○
名古屋市立大学病院	○	○	○	○	○	○	○	○
中部労災病院	○					○		○
中京病院	○					○	○	
大同病院	○	○				○		○
名古屋記念病院	○	○						
名古屋大学医学部附属病院	○	○	○	○	○	○	○	○
国立病院機構名古屋医療センター	○		○				○	
海南病院	○							
公立陶生病院	○	○	○					
藤田医科大学病院	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知医科大学病院	○	○	○	○	○	○	○	○
総合大雄会病院	○		○	○				
一宮市立市民病院	○	○	○					
一宮西病院	○		○	○				○
春日井市民病院	○							
江南厚生病院	○							
小牧市民病院	○		○					
半田市立半田病院	○							
あいち小児保健医療総合センター		○						
長寿医療研究センター								
豊田厚生病院	○		○			○		
足助病院								○
安城更生病院	○	○	○	○		○	○	
岡崎市民病院	○	○	○				○	
新城市民病院								○
豊橋市民病院	○	○	○		○			
豊川市民病院	○						○	○
蒲郡市民病院	○							

※ 基幹施設は義務履行が最長２年間認められる専門研修プログラムの基幹施設です。

※ 基幹施設となっていない診療領域は空欄となっています。

※ 専門研修の診療領域は、１９診療領域のうち、推奨診療科としている８領域を記載しています。